

別添利用料金表（2割・3割負担分）

R3.4～

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

< 2割負担 >

サービス 提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者 負担額										
要介護1	2821円	565円	3845円	769円	4033円	807円	5925円	1185円	6071円	1215円	6844円	1369円
要介護2	3229円	646円	4399円	880円	4618円	924円	7001円	1401円	7168円	1434円	8077円	1616円
要介護3	3657円	732円	4984円	997円	5225円	1045円	8077円	1616円	8276円	1656円	9363円	1873円
要介護4	4075円	815円	5538円	1108円	5820円	1164円	9154円	1831円	9373円	1875円	10638円	2128円
要介護5	4493円	899円	6113円	1223円	6416円	1284円	10230円	2046円	10481円	2097円	11933円	2387円

< 3割負担 >

サービス 提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者 負担額										
要介護1	2821円	847円	3845円	1154円	4033円	1210円	5925円	1778円	6071円	1822円	6844円	2054円
要介護2	3229円	969円	4399円	1320円	4618円	1386円	7001円	2101円	7168円	2151円	8077円	2424円
要介護3	3657円	1098円	4984円	1496円	5225円	1568円	8077円	2424円	8276円	2483円	9363円	2809円
要介護4	4075円	1223円	5538円	1662円	5820円	1746円	9154円	2747円	9373円	2812円	10638円	3192円
要介護5	4493円	1348円	6113円	1834円	6416円	1925円	10230円	3069円	10481円	3145円	11933円	3580円

※新型コロナウイルス感染症による特例的な加算…上記の基本料金に0.1%加算されます（R3.4～R3.9末まで）

※3%加算…感染症や災害などの影響で、利用者数が前年度比5%以上減少時の特例加算として、対象月の基本料金に3%上乗せした料金が加算されます

	利用料	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	229円	46円	69円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	188円	38円	57円
中重度者ケア体制加算	470円	94円	141円
科学的介護推進体制加算	418円	84円／月	126円／月
ADL維持等加算（Ⅰ）	313円	63円／月	94円／月
ADL維持等加算（Ⅱ）	627円	126円／月	189円／月

サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

中重度者ケア…要介護3、4、5の利用者の割合が30%以上であること

科学的介護推進体制加算…利用者ごとにADLの評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

ADL維持等加算…自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者のADLを良好に維持・改善した割合が一定以上となった場合に加算を行うものです。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※

※1ヶ月の利用料金の5.9%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	※

※Ⅰ…1か月の利用料金の1.2%が加算されます。

※Ⅱ…1か月の利用料金の1.0%が加算されます。

	利用者負担額	
	2割	3割
送迎減算	-99円（片道）	-148円（片道）

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

選択サービス（利用毎）

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
入浴介助加算（Ⅰ）	418円	84円	126円
若年性認知症利用者受入加算	627円	126円	189円

☆枚方市：予防通所事業 / 寝屋川市：通所型サービス（現行相当）（1月当たり）

< 2割負担 > ※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

	基本料金		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1 事業対象者	17472円	3495円	919円	184円	752円	151円
要支援2 （週1回程度）	17472円	3495円	919円	184円	752円	151円
要支援2	35822円	7165円	1839円	368円	1504円	301円

※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

※サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

※サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

< 3割負担 > ※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

	基本料金		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1 事業対象者	17472円	5242円	919円	276円	752円	226円
要支援2 （週1回程度）	17472円	5242円	919円	276円	752円	226円
要支援2	35822円	10747円	1839円	552円	1504円	452円

※< 2割負担 >と同様

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
科学的介護推進体制加算	418円	84円	126円

科学的介護推進体制加算…利用者ごとにADLの評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	※

※1ヶ月の利用料金の5.9%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	※

※Ⅰ…1か月の利用料金の1.2%が加算されます。

※Ⅱ…1か月の利用料金の1.0%が加算されます。

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
事業所評価加算	1254円	251円	377円

※選択的サービス（当事業所では、運動器機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行うものです。

選択サービス（1月当り）

	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
運動器機能向上加算	2351円	471円	706円
若年性認知症利用者受入加算	2508円	502円	753円
生活機能向上グループ活動加算	1045円	209円	314円

○枚方市予防通所事業/寝屋川市通所型サービス（現行相当）の利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算になる場合があります。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 月途中で契約を開始（解除）した場合 など

介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	600円（1食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50円（1枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150円（1枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。

別添利用料金表（1割負担分）

R3.4～

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）及び事業対象者に該当しないと判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

☆通所介護（1日当り）

サービス提供時間	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		4時間以上 5時間未満		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
	利用料	利用者負担額										
要介護1	2821円	283円	3845円	385円	4033円	404円	5925円	593円	6071円	608円	6844円	685円
要介護2	3229円	323円	4399円	440円	4618円	462円	7001円	701円	7168円	717円	8077円	808円
要介護3	3657円	366円	4984円	499円	5225円	523円	8077円	808円	8276円	828円	9363円	937円
要介護4	4075円	408円	5538円	554円	5820円	582円	9154円	916円	9373円	938円	10638円	1064円
要介護5	4493円	450円	6113円	612円	6416円	642円	10230円	1023円	10481円	1049円	11933円	1194円

※新型コロナウイルス感染症による特例的な加算…上記の基本料金に0.1%加算されます（R3.4～R3.9末まで）

※3%加算…感染症や災害などの影響で、利用者数が前年度比5%以上減少時の特例加算として、対象月の基本料金に3%上乗せした料金が加算されます

	利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	229円	23円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	188円	19円
中重度者ケア体制加算	470円	47円
科学的介護推進体制加算	418円	42円／月
ADL維持等加算（Ⅰ）	313円	32円／月
ADL維持等加算（Ⅱ）	627円	63円／月

サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

中重度者ケア …要介護3、4、5の利用者の割合が30%以上であること

科学的介護推進体制加算…利用者ごとにADLの評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

ADL維持等加算…自立支援等に効果的な取り組みを行い、利用者のADLを良好に維持・改善した割合が一定以上となった場合に加算を行うものです。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※

※1ヶ月の利用料金の5.9%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	※

※Ⅰ…1か月の利用料金の1.2%が加算されます。

※Ⅱ…1か月の利用料金の1.0%が加算されます。

	利用者負担額
送迎減算	-50円(片道)

※職員が送迎に関与しない方が対象となります。

選択サービス（利用毎）

	利用料	利用者負担額
入浴介助加算（Ⅰ）	418円	42円
若年性認知症利用者受入加算	627円	63円

☆枚方市：予防通所事業 / 寝屋川市：通所型サービス（現行相当）（1月当り）

	基本料金		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要支援1 事業対象者	17472円	1747円	919円	92円	752円	76円
要支援2 （週1回程度）	17472円	1747円	919円	92円	752円	76円
要支援2	35822円	3583円	1839円	184円	1504円	151円

※要支援2（週1回程度）は予防通所事業対象者のみとなります。

※サービス提供体制（Ⅰ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤務年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること

※サービス提供体制（Ⅱ）…介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上であること

	利用料	利用者負担額
科学的介護推進体制加算	418円	42円

科学的介護推進体制加算…利用者ごとにADLの評価に基づいた基本的な情報を、厚生労働省に提出し、フィードバックを受けることで、日々のサービス提供の質を高めていくための体制加算。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※

※1ヶ月の利用料金の5.9%が加算されます。

	利用者負担額
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	※
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	※

※Ⅰ…1か月の利用料金の1.2%が加算されます。

※Ⅱ…1か月の利用料金の1.0%が加算されます。

	利用料	利用者負担額
事業所評価加算	1254 円	126 円

※選択的サービス（当事業所では、運動器機能向上サービス）を行う事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、翌年度におけるサービスの提供について加算を行うものです。

選択サービス（1月当り）

	利用料	利用者負担額
運動器機能向上加算	2351 円	236 円
若年性認知症利用者受入加算	2508 円	251 円

○枚方市予防通所事業/寝屋川市通所型サービス（現行相当）の利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。但し以下の場合、例外的に日割り計算になる場合があります。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 月途中で契約を開始（解除）した場合 など

介護保険適用外サービス（その他の費用）

食事料金	600 円（1食当り）
尿取りパット・フラット式紙オムツ	50 円（1枚）
リハビリパンツ・テープ式パンツ	150 円（1枚）
行事参加費	実費

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう1ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。